



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 6 年 12 月 1 日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	関節鏡下半月板縫合術での半月板縫合デバイスは、通常 8 個の算定は想定範囲内であることから認めることとする。ただし、8 個を超えて使用する場合は、その必要性を症状詳記等により医学的に判断する。	関節鏡下半月板縫合術に対して半月板縫合デバイスは、通常 8 個までが一般的な使用量であるため。	適用年月 令和 7 年 3 月診療分 令和7年12月26日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	原則として、膝内障に対する超音波検査(その他)の算定は認められない。超音波検査(その他)を必要とする靱帯損傷等の病名を必要とする。	膝内障は、膝の痛みや不調の原因が特定されていない状態を示す総称である。その原因として半月板や靱帯、骨、関節が要因となることもあるが、病因が特定できないこともある。超音波検査(その他)は、膝内障の病因を診断する目的でスクリーニング的に行うものではないことより、算定は認められないと考える。	適用年月 令和 7 年 3 月診療分 令和7年12月26日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

・ 外科審査室 脳外科・外科審査課(TEL:06-7222-1117)